朝来市教育委員会告示第７号

朝来市いじめ防止対策推進委員会要綱を次のように定める。

平成２４年１０月１８日

朝来市教育委員長　藤　本　義　性

朝来市いじめ防止対策推進委員会要綱

（設置）

第１条　子どもたちの道徳的判断力及び規範意識の低下が言われている中で、学校による有効的な取組の実践並びに学校、家庭、地域及び関係機関の連携強化を図り、潜在化・複雑化するいじめに対して、未然防止及び早期発見・解決に資するため、朝来市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（定義）

第２条　この告示において、用語の意義は、次の各号の通りとする。

（１）子ども　市内の小学校もしくは中学校に通う児童生徒をいう。

（２）いじめ　表面的・形式的に判断するのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断するものとし、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

1. いじめ防止に対する緊急対策に関すること。
2. いじめ根絶を目指した教育の指針に関すること。
3. いじめ防止及び早期解決への取組・対応に関すること。
4. 前各号に掲げるもののほか、関係事案への対応に関すること。

（組織）

第４条　委員会は、10名以内の委員をもって構成する。

２ 委員は、次に掲げる者の中から教育長が推薦し、朝来市教育委員会が委嘱する。

（１） 学識経験者

（２） 警察関係者

（３） 保護司会代表

（４） 地域住民代表

（５） 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。

（委員長）

第６条　委員会に委員長を置く。

２ 委員長は、委員の互選により選出する。

３ 委員長は、会務を総括する。

４ 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

（顧問）

第７条　委員会に、顧問を置き、朝来市顧問弁護士をもって充てる。

２　委員会は、顧問に意見を求めることができる。

（会議）

第８条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２ 委員長が必要と認める時は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

３ 顧問は、会議に出席することができる。

４ 委員会の会議は、委員の発議により、出席委員の過半数で非公開とすることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第10条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成２４年１０月１８日から施行する。